

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社ビクトリー
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 片岡 哲弥
  - (3) 所在地：石川県輪島市町野町東大野出村 50 番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (13 件)
  - (平成 30 年 5 月 15 日認定)  
認 1707004875
  - (同年 6 月 6 日認定)  
認 1807002880、認 1807002881
  - (同年 6 月 12 日認定)  
認 1807002934、認 1807002935、認 1807002936、認 1807002937
  - (同年 7 月 23 日認定)  
認 1807006363、認 1807006364
  - (同年 10 月 1 日認定)  
認 1807008974
  - (同年 11 月 29 日認定)  
認 1807010788
  - (同年 12 月 21 日認定)  
認 1807012070
  - (平成 31 年 1 月 30 日認定)  
認 1807012674
  
- 3 措置内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 2 年 1 月 24 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 措置理由  
認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。